

# e契約<sup>®</sup>

廃棄物の委託契約書を  
オンラインで電子締結

廃棄物処理法・e-文書法  
各種法令適合



もう紙の製本・押印・郵送作業・印紙も不要  
どこでも、いつでも廃棄物の契約締結がカンタンに。

## 電子契約のメリット

これまでの書面による契約を電子契約に切り替えることで、大きく4つのメリットを得ることができます。

- 1 契約の迅速化**

郵送等のやりとりが必要なくなるため、今まで数日かかっていた契約を数分で締結することが可能です。  
インターネット環境、PC 又はスマートフォン、メールアドレスがあれば簡単に締結ができます。
- 2 業務の効率化**

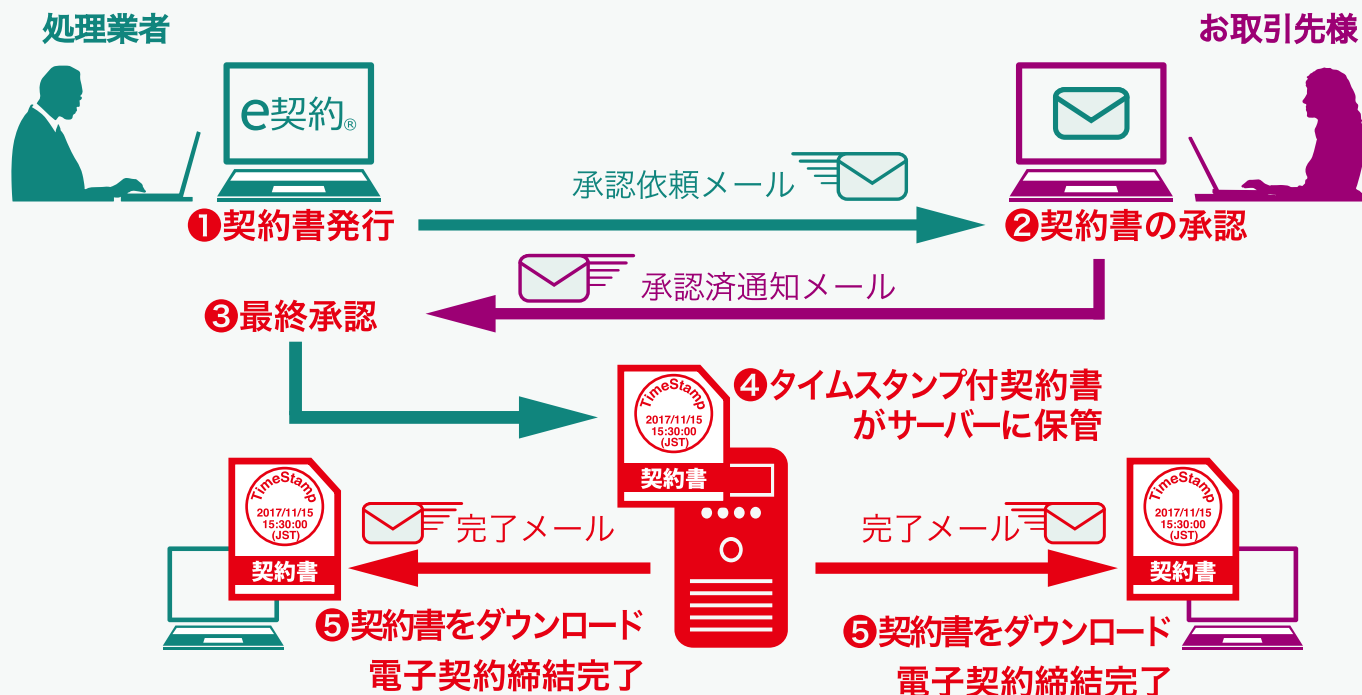
オンライン作業で、契約書の作成・押印・郵送でのやりとりにかかる業務時間と手間を削減。  
また、出社しなくても、契約の確認・締結が可能です。
- 3 安全な保管**

電子契約では、契約書の電子ファイルはサーバーに保管します。契約書の紛失、劣化、毀損リスクを大幅に低減できるだけでなく、改ざん等のリスクもほぼゼロになります。
- 4 コストの削減**

印紙税や郵送費、紙などのコスト削減、印刷や製本といった事務コストを削減することが可能です。  
また、紛失のリスクが無くなり管理も電子上での保管と、デジタル化することで検索やマニフェストとの紐づけも非常に効率的に実施可能です。

# 電子契約の仕組み（概要）

## 利用イメージ（2者間取引の場合）



# 電子契約の利用手順（承認方法）

3クリックで契約締結完了！契約書が、あっという間に締結できます。

1

## 確認

処理業者から「承認依頼」メールが届きます。  
メールに記載された URL をクリックして「e 契約」サイトの  
契約閲覧画面から契約書・許可証の内容を確認してください。

2

## 承認

契約内容に不備や不満が無い場合は閲覧画面の  
「承認する」ボタンをクリックしてください。  
→すべての契約当事者の承認後、タイムスタンプ付の契約書が  
サーバに保管されます。

3

## 保管

契約書が承認されると、完了メールが届きます。  
「e 契約」にログインして、タイムスタンプを埋め込んだ契約書等を必ずダウンロードし  
てデータを保存してください。



★タイムスタンプを埋め込んだ契約書・覚書のデータが契約書の原本となります

- ・ 契約を証する原本が電子契約データであれば、印紙税の課税対象とはなりません。
- ・ 電子データでの交付・受領を行った後に、書面等の現物を介したやりとりを行うと課税されます。契約書を紙に出力する際は、「写し」として保管してください。

# 電子契約の関連法令（概要）

弁護士の監修により、安心して電子契約をお使いいただけます。

## ● 電子署名は署名や押印と同等の法的効力を持つ（電子署名法）

「電子署名法」[正式名称：電子署名及び認証業務に関する法律] (施行日：平成十三年四月一日)

## ● 電子で契約締結可能（廃棄物処理法・環境省令でも法律施行規則で制定）

【平成十七年環境省令第九号】環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (施行日：平成十七年三月二十九日)

## ● 電子で契約締結した契約が保管可能に（e-文書法の対象文書にノミネート）

「e-文書法」[正式名称：民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律] (施行日：平成十七年四月一日)

## ● 電子で締結した文書は非課税文書（印紙税法）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshisonota/081024/01.htm> ※運用にあたっては顧問税理士にご確認下さい。

# 電子契約のセキュリティ（利用環境）



**256bit SSL対応の暗号化通信**

通信は、金融機関でも利用されるレベルの256bitでSSL対応（データの通信の暗号化）



**データの改ざん防止対策**

タイムスタンプでハッシュ関数を利用してデータを生成  
改ざん防止対策は万全



**2種類のデータバックアップ**



**タイムスタンプは安心のアノを利用**



**システム運用体制の充実**



**Webによるシステムサービス**

## ● データセンター事業者の情報について

✓ 通信事業者の稼働率 (99.9%)

✓ 信頼性の高い事業者とパートナーシップを結んで運営

データセンター	認証取得情報
さくらインターネット株式会社 東京証券取引所市場第一部 (証券コード:3778)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISMS (登録日: 2006年4月13日)</li> <li>JIS Q 27001:2006 (ISO/IEC27001:2005)</li> <li>ISMSクラウドセキュリティ認証 (登録日: 2018年8月17日)</li> <li>プライバシーマーク</li> <li>PCIDSS (初回承認日: 2017年3月15日)</li> </ul>
株式会社インターネットイニシアティブ (IIJ) 東京証券取引所市場第一部 (証券コード: 3774)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISMS (登録日: 2007年4月26日)</li> <li>ISO/IEC 27001:2013 (JIS Q 27001:2014)</li> <li>プライバシーマーク</li> </ul>
【Web 参考リンク】 さくらインターネット IIJ	<a href="https://www.sakura.ad.jp/csr/security/">https://www.sakura.ad.jp/csr/security/</a> <a href="https://www.ijj.ad.jp/svcsol/certificate/">https://www.ijj.ad.jp/svcsol/certificate/</a> <a href="https://www.ijj.ad.jp/biz/ijjmobile/partner_solution.html">https://www.ijj.ad.jp/biz/ijjmobile/partner_solution.html</a>

# 電子契約を安心してご利用頂くために(Q & A)

## Q 電子契約とは何でしょうか？

A これまでに紙文書で行われてきた契約文書を、電子化された契約文書として締結するものが電子契約です。具体的には、電子化された PDF ファイルを契約締結者同士が、確認して、承認・署名する等のデジタル化された契約方法です。

## Q 電子契約は法律的に問題ないのでしょうか？

A 産業廃棄物の処理委託契約については、廃棄物処理法上での取り扱いを「(平成 17 年 3 月 29 日環境省令第 9 号)」、保存に関しては「e-文書法」「電子帳簿保存法」で認めております。

## Q 税務調査で印紙を貼らなくて大丈夫でしょうか？被税務調査・被監査の実績はございますか？

A 電子で作られた契約書は印紙の対象外となります。電子帳簿保存法 10 条にて規定される電子データの保存要件を満たしていれば問題ありません。当サービスはこの要件を満たしております。

## Q 電子データなので自由にコピーされると思いますが、問題にならないのでしょうか？

A データは、アクセス管理されている当サービスのシステム内に保管されており、関係者以外が簡単にはコピーできません。また、コピーして変更されたとしても、タイムスタンプや電子署名により改ざんされたものであることと判断することが可能です。

## Q 電子契約を承認・締結するには何が必要ですか？

A 基本的には、インターネット環境と契約承認、確認をとるための PC やスマートフォンとメールアドレスがあればシステム面では即日利用可能です。

## Q 契約データが消失しないでしょうか？(システムトラブルやセキュリティ)

A データに関しては、手動と自動で月 2 回バックアップをとっております。また、セキュリティに関しても、SSL (暗号化通信) で実施しており、運用面でもセキュリティ方針を定めて実施しております。国内の東京証券取引所の一部上場企業の 2 社で運用しております。セキュリティもデータのバックアップも安全なのでご安心ください。

## Q 決裁者(承認者)はどのように決めればよいでしょうか？(今まで押印していた方で良い?)

A 紙契約書の場合と同じく、押印者(承認者)はどなたでも問題ございませんが、社内決裁等既存の運用手順がある場合、既存の手続きに則った運用が前提となります。

## Q 締結済みの契約書をどうやって保管しているのですか？

A 契約が完了すると完了メールが届きますので 30 日以内にダウンロードを行い、サーバー等で保管をお願いします。(データが契約書原本となります。)

## 弁護士 芝田 真理 先生

(東京産業資源循環協会・法制度検討委員会オブザーバー)

e-文書法により、産廃処理委託に関する契約書も電子データで保存が可能と定められています。

また電子契約の場合、印紙税が課されず節税効果が期待できます。電子契約のメリットは大きく、制度も整備されてきたので安心してご利用頂けます。



# weee

weee 株式会社 [サービス提供企業]

所在地 〒104-0061 東京都中央区銀座 1-15-7 マック銀座ビル 5F

事業内容 IT 技術を活用した環境サービスの企画・開発・運営・販売

waste  
e-contract,  
e-management,  
e-commerce,